

名古屋市告示第 427 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 6 年 9 月 4 日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東西佐渡線	名古屋市北区上飯田北町 1 丁目 81 番の 1 地先から	前	0.027	5.27	第 1 図 附 図
			名古屋市北区上飯田北町 1 丁目 80 番地先まで	後	0.027	5.83 ～ 6.48	

2 道路の供用開始

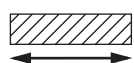
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	葵三丁目第 1 号線	名古屋市東区葵三丁目 2007 番地先から 名古屋市東区葵三丁目 2007 番地先まで	第 2 図 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

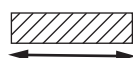


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第2 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分